

一般社団法人日本健康心理学会代議員（社員）選挙規程

第1条 一般社団法人日本健康心理学会（以下、本学会という）定款（以下、定款という）第6条第4項に定める本学会の代議員（社員）選挙は、本規程の定めるところによる。

第2条 定款第6条第4項に定める代議員選挙の管理は、理事又は監事以外の選挙管理委員（以下、委員という）により構成される選挙管理委員会（以下、委員会という）が行うものとする。委員会は理事長の指名による本学会名誉会員又は正会員若干名をもって構成し、委員長は委員の互選によるものとする。選挙事務は本学会事務局の所管とする。

第3条 定款第6条第4項に定める4年に1度実施する代議員選挙の選挙人及び被選挙人は、代議員（社員）選挙投票日の3か月前の会員名簿に掲載された正会員及び準会員とする。

第4条 代議員選挙は無記名投票によるものとする。

2 前項の投票は、所定の投票用紙による郵便投票とし、指定の年月日までの消印のあるものをもって有効とする。

第5条 前条の投票は5名連記する方法によるものとする。ただし、5名に満たない投票でも有効とする。

第6条 定款第6条第1項の代議員の定数は、30名とする。

2 前項による当選者の決定は、得票順によるものとする。ただし、同点者が生じた場合は、抽選により決定する。

3 第1項の定数に欠員を生じたときは、次点者をもって繰り上げ当選者とする。

第7条 本規程の改正には、理事会に出席した理事の3分の2以上の同意を必要とする。

附則

1 第3条の定めにかかわらず、平成23年3月11日東日本大震災のため、本学会の一般社団法人成立（平成22年7月1日）後の最初の代議員選挙は平成23年12月に行い、選挙人及び被選挙人は平成23年12月現在の会員名簿による。

2 本細則は、一部改正の上、平成25年4月27日から施行する。

3 本細則は、一部改正の上、平成26年3月30日から施行する。

4 本規程は、一部改正の上、平成30年6月23日から施行する。

5 第6条の定めにかかわらず、平成31年定時社員総会開始前までの代議員の定数は50名とする。

一般社団法人日本健康心理学会役員（理事及び監事）選挙規程

第1条 一般社団法人日本健康心理学会（以下、本学会という）定款（以下、定款という）第27条第1項に定める本学会役員（理事及び監事）選挙は、本細則の定めるところによる。

第2条 定款第27条第1項に定める役員（理事及び監事）選挙の管理は、理事又は監事以外の選挙管理委員（以下、委員という）により構成される選挙管理委員会（以下、委員会という）が行うものとする。委員会は理事長の指名による本学会名誉会員又は正会員若干名をもって構成し、委員長は委員の互選によるものとする。選挙事務は本学会事務局の所管とする。

第3条 役員選挙の選挙人は定款第6条第2項に定める代議員である者とする。役員選挙の被選挙人は、代議員のうち定款第5条第1項第1号の正会員である者とする。

第4条 役員選挙は、無記名投票によるものとする。

2 前項の投票は、所定の投票用紙による郵便投票とし、指定の年月日までの消印のあるものをもって有効とする。

第5条 同一人が理事と監事に当選した者が生じた場合には、理事の当選を優先し、監事は次点者をもって当選者とする。

第6条 第4条の投票は、理事の場合は5名連記する方法によるものとし、監事の場合は単記する方法によるものとする。ただし、理事の場合、5名に満たない投票でも有効とする。

第7条 定款第27条の理事の定数は11名とする。

2 前項による当選者の決定は、得票順によるものとする。ただし、同点者が生じた場合は、抽選により決定する。

第8条 定款第27条の監事の定数は3名とする。

2 前項による当選者の決定は、得票順によるものとする。ただし、同点者が生じた場合は、抽選により決定する。

第9条 本細則の改廃は、理事会に出席した理事の3分の2以上の同意を必要とする。

附則

- 1 平成23年3月11日に生じた東日本大震災のため、本学会の一般社団法人成立（平成22年7月1日）後の最初の代議員選挙後の社員総会で、最初の役員選挙を行う。
- 2 本細則は、一部改正の上、平成25年4月27日から施行する。
- 3 本細則は、一部改正の上、平成29年3月20日から施行する。

4 本規程は、一部改正の上、平成31年度定時社員総会終了時から施行する。